

受講資格一覧表（1～12 のいずれかに該当すること）及び添付書類

受講資格		添付書類				
区分	内容	資格証の写し	実務経験証明書	卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）		
1	石綿作業主任者 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	技能講習修了証の写し 講習名称が裏面に記載されている場合は両面の写しと原本証明（*2）を付けてください	<div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; transform: rotate(45deg);"></div> </div>			
2	大卒(建築)+実務(建築)2年 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(*1)を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	<div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; transform: rotate(45deg);"></div> </div>			建築に係る実務 2年以上	必要(*1)
3	短大卒(建築3年)+実務(建築)2年 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(*1)(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者				建築に係る実務 3年以上	必要(*1)
4	短大卒(建築)+実務(建築)4年 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(*1)を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)				建築に係る実務 4年以上	必要(*1)
5	高卒(建築)等+実務(建築)7年 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(*1)を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者				建築に係る実務 7年以上	必要(*1)
6	実務(建築)11年 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者				建築に係る実務 11年以上	<div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; transform: rotate(45deg);"></div> </div>
7	特化主任者+実務(石綿調査)5年 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者		技能講習修了証の写し	建築物石綿含有建材調査に関して 5年以上		
8	実務(建築行政)2年 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	<div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; transform: rotate(45deg);"></div> </div>	2年以上			
9	実務(環境行政)2年 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者		2年以上			
10	各種専門官 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者		必要			
11	労働基準監督官2年 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者		2年以上			
12	作業環境測定士+実務(石綿調査)5年 作業環境測定士(作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。)であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し	建築物石綿含有建材調査に関して 5年以上			

*1「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る過程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

*2 原本証明は「原本と相違ない」の文言と日付・事業所名・事業所印の押印をお願いします。

・必要に応じて履修科目証明書の提出をお願いすることがあります。